

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	外国子会社合算税制に係る二重課税調整措置の見直し				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>外国子会社合算税制に係る二重課税調整措置を見直し、できる限り二重課税を調整できるようにすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1490 902"> <tr> <td data-bbox="874 808 1220 902">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 808 1490 902">— （ — ）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （ — ）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （ — ）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国子会社合算税制により生じうる二重課税を適切に調整することで、内国法人等の多様な資金運用・調達機会を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>外国子会社合算税制とは、一定の要件を満たす場合に、親会社が自らの所得に外国子会社の所得を合算して申告する制度である。外国孫会社の所得を合算した後に親会社が外国子会社から配当を受ける場合は、二重課税が生じるため二重課税調整措置が設けられているが、外国子会社の株式を譲渡する場合など一定の場合には二重課税が残存する。このため、銀行持株会社が発行する優先出資証券の投資家に、二重課税が生じる場合が存在する。</p> <p>したがって、外国子会社合算税制に係る二重課税調整措置を見直し、できる限り二重課税を調整することにより、内国法人等の多様な資金運用・資金調達機会を確保することが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	できる限り二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等によって活用されることにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた場合は、我が国の課税ベースが浸食されるおそれがないため、妥当である。	
適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>外国孫会社所得の合算課税に係る二重課税調整措置自体は、平成 22 年度改正において新設された。本要望は、この措置の見直しを新たに要望するものである。</p>	